

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-39-5 水天宫北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2023・1・10



令和5年元旦

新春展望

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

新型コロナの大流行中にも増加した世界の特許出願

昨年11月、世界知的所有権機関 (WIPO) は世界知的財産指標 (WIPI) を公表しました。公表されたデータによれば、2021年に世界で特許、意匠、商標として出願された知的財産権の数は2019年末からの新型コロナウイルス感染症の大流行の中でも過去最多を記録し2020年比3.6%増の340万件に達しました。WIPOのダレン・タン事務局長は「WIPIのデータは、知的財産権の出願件数が増加し続けていることを示している。主にアジアの増加が後押ししており、他の地域でも多くが増加傾向にある。(新型コロナの) 大流行中に出願増加は、大流行が経済や社会の混乱を招いても世界の人々がイノベーションと創造を続けていることを示している。」と報告しました。

アジア各国の特許庁が受け付けた特許出願の数は世界全体の67.6%を占め、中国、韓国、インドの特許出願件数はそれぞれ前年比で5.5%増、2.5%増、5.5%増でした。

デジタル技術を活用した活性化は喫緊の課題

アジア各国の特許庁が受け付ける特許出願件数が高い伸び率を示している中で、我が国の特許出願件数は、過去数年にわたる毎年の減少傾向がようやく止まり2021年は2020年比で若干の増加でした。

コロナ禍において、感染者数の把握、等を手書き入力し、FAX送信している等々に見られた我が国におけるデジタル化の遅れは、アジア各国における知的財産活動が世界を後押ししていると評される中であって、我が国だけが立ち遅れている現状の一因になっていると思われます。

岸田政権は「デジタル田園都市構想」によってデジタル技術の活用を図るとしています。既に人口減少社会に突入している我が国において、これは喫緊の課題と言えます。

生まれたときには社会の中にインターネットがあり、超小型のコンピュータともいえるスマートフォンに子供の頃から慣れ親しんできた世代が社会に登場する時代になりました。今後、日本社会のデジタル化は大きく前進するのではないかと期待されます。

新聞報道によれば、(株)デンソーは国内全工場生産部門で働く社員一人に一台ずつデジタル端末を支給してベテラン社員による手作業を動画撮影し、これを共有することで現場に蓄積されたノ

ウハウや情報を職場で共有する取り組みを進めています。これにより仕事の効率や質を高め、紙への入力を端末入力にする等によって勤務時間を短縮することができたとされています。

スマートフォンに代表されるデジタル端末を活用することで、紙への入力であったものを端末入力や、音声入力にする等により、業務効率を改善し、業務の質を高める等の取り組みが多くの職場、領域で進むようになるのではないのでしょうか。

新しい年の“新しい景色”

昨年末に開催されたサッカーワールドカップカタール大会、ドイツ、スペインというワールドカップ優勝国に勝利した日本代表チームの活躍は、ベスト8入りというこれまで見たことのなかった新しい景色にはたどり着けなかったものの多くの日本国民に勇気を与えました。

日本国内では、新しい年を迎えて、これまで見たことのなかった新しい景色が広がりそうです。

市街地や住宅地などの「有人地帯」の上空で、ドローンを目視せずに自動で飛ばせるようにする改正航空法が本年の春から運用されます。日本郵便は、ドローンによる個人宅への配送を実用化すべく昨年末に物流専用のドローン新機体を公表しました。街の中を飛び回り、「ゆうパック」の配送や、郵便局間の荷物輸送を行う日本郵便のドローンを目撃する日が目の前に来ています。この日本郵便は、2019年度から郵便物や荷物の配送に電気自動車 (EV) を採用し、既に東京都内で配送に使用する軽四輪車の3割を電動化していることが知られています。

EVでは、自動車評論家らが車のコンセプト、デザイン、性能などを総合的に評価して最も優れた車として選ぶ昨年の第43回「日本カー・オブ・ザ・イヤー」を受賞したのが、日産自動車 (株) の軽EV「サクラ」と、三菱自動車工業 (株) の「eKクロスEV」でした。この2車種は両社が共同開発した軽のEVです。日本でのEV普及の可能性を高めたと評価され、一時は、国の補助金が不足すると心配するほどの受注がありました。

外国からのEV進出も急速に拡大しています。米国テスラに次いで世界で第2位のEV販売台数を誇る中国メーカーBYDは、これまでの日本国内でのEVバス事業を足掛かりにして本格的な日本進出とEV乗用車発売を開始します。韓国の現代自動車は、2009年の日本国内での乗用車販売撤退から12年ぶりに日本国内に進出しました。エンジン車を販売せず、EVのみに絞った展開です。世界

でいち早く全車EV化を掲げたドイツのメルセデス・ベンツは同社にとって世界初となるEVの専売拠点「メルセデスEQ横浜」を昨年オープンしました。フォルクスワーゲン傘下のアウディは充電インフラの不足がEV普及の障壁になっていると考え、自前の急速充電設備を日本全国の拠点で稼働させる計画です。

街の中でEVを目にする機会が増え、今年は、街の中で今まで目にしなかった新しい景色を目に

することになるかもしれません。

街の中だけでなく、生産、流通、販売、等、社会のあらゆる場面で、創意と工夫を活かし、日本国内だけでなく、世界に通用する自社独自の技術、製品、商品、サービスの創造、開発を進めることで、社会のあらゆる場面で新しい景色を目にすることができる一年にしたいものです。



以上

世界の特許出願件数 3年ぶりに過去最高

世界知的所有権機関（WIPO）が発表した「世界知的財産指標（WIPI）」によると、2021年の世界の特許出願件数は約340万件となり、前年比3.6%の増加となりました。2年連続の増加で、2018以来3年ぶりに過去最高を更新しました。

国別では、中国が158万件で1位となり、世界全体の5割近くを中国の出願が占めています。2位は米国（59万1,473件）、3位は日本（28万9,200件）、4位は韓国（23万7,998件）、5位は欧州特許庁（18万8,778件）。地域別シェアではアジアが67.6%と圧倒的多数を占めています。

中国は前年比5.5%増、韓国は2.5%増。

なお、特許庁が昨年7月に発行した「特許行政年次報告書2022年版」の「第1部 グラフでみる主要な統計情報 第1章 国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状」によれば、2021年に日本国特許庁が受け付けた特許出願の数は28万9,200件で、前年を728件上回り、数年来続いていた減少傾向が止まっています。

「ビジネス関連発明」 最近の動向を公表

特許庁は、「ビジネス関連発明の最近の動向について」の調査結果を公表しました。

「ビジネス関連発明」の用語については、公式な定義があるわけではありませんが、ビジネス方法がICT（Information and Communication Technology: 情報通信技術）を利用して実現された発明のことを指す場合が多ようです。

特許は技術を保護する制度であるため、販売管理や生産管理など、ビジネスの方法や仕組みに関する画期的なアイデアを思いついたとしても、アイデアそのものは特許の保護対象になりません。

ただ、このようなアイデアがICTを利用して実現された場合には、「ビジネス関連発明」として

特許の保護対象となり得ます。特許審査においてはコンピュータソフトウェア関連発明に含まれるものとして取り扱われています。

調査結果によると、国内のビジネス関連発明の特許出願件数は2012年頃から増加に転じており、2020年は11,747件の出願がありました。

出願件数が増加している背景としては、スマートフォンやSNSの普及、AIやIoT技術の進展により、ICTを活用した新たなサービスが創出される分野が拡大していることなどが考えられます。特に「金融」（フィンテックを含む）分野では、出願件数が増加しています。スマホ決済や家計簿アプリといったユーザがスマホを介して気軽に受けられる金融サービスが増えていることがあげられます。

著作権侵害の賠償額を上乘せへ 損害額の算定方法を見直し

文部科学省の文化審議会著作権分科会は、著作権侵害に対して損害賠償を請求する際の算定方法を見直し、賠償額を増額すべきとする報告書素案を取りまとめました。これを受け、文科省では、近く著作権法を改正する方針。

漫画を無断で掲載する「海賊版サイト」などの被害を巡っては、賠償額が低く、著作権侵害による利益の大部分を侵害者側が得たままになる、との指摘がありました。

現行法では、損害賠償請求訴訟で売り上げの数量から損害額を算出する場合、著作権者の販売能力を超える部分については損害額から控除されています。

このため、文科省は、この控除部分のうち、本来なら著作権者に支払われるべきライセンス料に相当する金額を損害額に上乘せできるよう、算定方法を見直す方針。さらに、ライセンス料相当額の算出に当たっては、海賊版被害であることも考慮し、正規に利用した場合の金額より多く賠償請求することも可能とする方向で検討しています。

●ビジネス関連発明の出願動向（分野別）●

産業（分野）	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
サービス業一般	1,089	1,411	1,480	1,849	2,229
EC・マーケティング	1,282	1,365	1,579	1,754	1,985
管理・経営	986	1,288	1,560	1,842	2,049
金融	768	834	1,092	1,127	1,260

出典：特許庁「ビジネス関連発明の動向について」

審 決 紹 介

本願商標(別掲1)は、商標法第3条第1項第3号に該当する、と判断された事例(不服2022-1784、令和4年9月6日審決)

1 本願商標及び手続の経緯

本願商標は、別掲1のとおり構成からなる、第5類に属する願書記載のとおり商品と指定商品として、令和3年1月8日に登録出願されたものである。原審では、令和3年10月6日付けで拒絶理由の通知、同年11月26日付けで意見書及び手続補正書の提出、同年12月16日付けで拒絶査定、これに対して同年4月27日に本件拒絶査定不服審判が請求された。

本願商標の指定商品は、原審における上記の手続補正書により、第5類「殺菌消毒剤、除菌用アルコール製剤、その他の薬剤、医療用油紙、衛生マスク、オブラート、ガーゼ、カプセル、眼帯、耳鼻、生体管、生理用タンポン、生理用ナプキン、生理用パンティ、脱脂綿、ばんそうこう、包帯、包帯液、胸当てパッド、歯科用材料、防虫紙、サプリメント、食事療法用飲料、食事療法用食品、栄養補助用飼料添加物(薬剤に属するものを除く。)」と補正された。

2 原査定の「拒絶の理由(要旨)」

本願商標は、「広範囲のウイルス細菌に効く」の文字を、しずく型の図形内に3段書きで表示したところ、このような構成は、普通に用いられる方法を脱しない方法で表示するものである。そして、本願商標の指定商品の分野の間では、「広範囲の」ウイルスや細菌に効果があることをうたった商品や、「ウイルス・細菌に効く」ことをうたった商品が生産・販売されている。そうすると、本願商標は、全体として「広範囲のウイルス・細菌に効く商品」ほどの意味を容易に認識させるもので、その指定商品に使用しても、これに接する取引者・需要者は、前記意味合いを認識するにすぎないから、商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標準のみからなる商標である。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当し、前記意味合いに照応する商品以外の商品に使用するときは、商品の品質の誤認を生じおそれがあるから、商標法第4条第1項第16号に該当する。

3 当審においての証拠調べ通知

当審において、本願商標が、その指定商品との関係において、商標法第3条第1項第3号に該当するか否かについて、職権に基づき証拠調べを実施した結果、別掲2及び3(※記載省略)に掲げる事案を発見した上で、同法第36条第1項で準用する特許法第150条の規定に基づき通知し、請求人の意見を求めた。

4 通知に対する請求人の意見

別掲(※記載省略)の事例のうち、文字のみからなる事例は、準状枠内の図形部分と文字部分を組み合わせた事例ではなく、また、図形部分と文字部分を組み合わせた事例も、図形部分は本願商標とは異なる図形である。本願商標の図形部分は特殊な態様をなしており、極めて簡単な図形でもなく、日常生活においてありふれて使用されているものではない。したがって、本願商標は、特殊な態様の図形を含むから、自他商品の識別標識としての機能を果たし得る。

5 当審の判断

イ 本願商標の構成文字は、「広範囲」(範囲が広いこと)、「ウイルス」(人や動物の病原体)、「細菌」(原核生物に属する単細胞の微生物)、「効く」(有効にはたらき、ききめがある。)の文字及び「の」の格助詞を介してつなげたもの(参照「広辞苑 第7版」岩波書店)であり、いずれも意味の理解が容易な平易な語であるから、構成文字全体として「広範囲のウイルス、細菌に効く」とを記した文章と認識、理解できる。

ウ そして、本願商標の指定商品と関連する取引業界において、別掲2のとおり、例えば「広範囲のウイルス/細菌に効く」「広範囲のウイルス・細菌に効く」「広範囲のウイルス・細菌に効く」「幅広いウイルス・菌に効く」「幅広いウイルス・菌に効く」などの表現を用いたものを含む、ウイルスや細菌に対する機能をうたった商品が広く流通している取引の実情がある。エ そうすると、本願商標を、その指定商品中「殺菌消毒剤、除菌用アルコール製剤、その他の薬剤」等に使用するとき、需要者及び取引者をして、単に商品の品質又は機能を記述する文章を、準状枠内に普通に用いられる方法で表示してなることを認識、理解されるにすぎない。

別掲1(本願商標)



したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。

(2) 請求人の主張

請求人は、本願商標の図形部分は自らが考案し、採択した特殊な態様、すなわち、全体的に黒塗りの準状の拡大をモチーフにしたとおぼしきものに、上部の先端が突起し、上部から下部に向かって丸みを、上部及び下部には白黒の濃淡の影を、中央部にはほくみを有し、各構成要素が立体的に一体化したデザイン化された特殊な態様をしていること、そして、別掲2及び3の事例も、本願商標の図形部分とは関係のない事例であることから、本願商標は自他商品の出所識別標識としての機能を果たし得る旨を主張する。

しかしながら、本願商標の準状図形部分は、上記(1)アのとおり、文字部分と併せた構成全体としては、構成文字を装飾するための間い枠との印象を与えるもので、文字部分に対する従来の構成要素にすぎないから、それ自身が独立した出所識別標識たる特徴として認識、理解されるものではない。

また、別掲3のとおり、商取引において、商品包装や容器に、文字を囲んだ準状の枠を表示する事例もあることを踏まえても、本願商標に係る準状図形は、文字を装飾するための間い枠として取引上一般的に採択されている形状の一つにすぎない。

したがって、本願商標は、その図形部分を踏まえても、自他商品の出所識別標識としての機能を果たすものとはいえないから、請求人の主張は採択できない。

(3) まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当するから、登録することはできない。よって、結論のとおり審決する。

本願商標「海老のちから」は、商標法第3条第1項第3号に該当しない、と判断された事例(不服2022-4798、令和4年10月20日審決)

1 手続の経緯

本願は、令和2年12月28日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

- 令和3年6月7日付け : 拒絶理由通知
- 令和3年7月12日 : 意見書の提出
- 令和3年12月16日付け : 拒絶査定
- 令和4年4月1日 : 審判請求書の提出

2 本願商標

本願商標は、「海老のちから」の文字を標準文字で表してなり、第29類「えび(生きているものを除く)」を指定商品として登録出願されたものである。

3 原査定の「拒絶の理由の要旨」

原査定は、「本願商標は、「海老のちから」の文字を普通に用いられる方法(標準文字)で表示してなるものである。そして、その構成中の「ちから」の文字は「効能」の意味を有する語であり、「海老」の文字は、本願の指定商品を表す語であるから、本願商標は、全体として「海老の効能」ほどの意味合いを生ずるものである。そして、飲食料品の分野においては、商品や原材料の効能を誇称するに際し「〇〇の力(〇〇には商品や原材料名が入る)」の文字が使用されている実情がある。そうすると、本願商標をその指定商品に使用した場合、これに接する取引者、需要者は、当該商品の効能を誇称して表示したものの(品質)として認識するものとみるのが相当である。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

4 当審の判断

本願商標は、「海老のちから」の文字を標準文字で表示したところ、その構成中の「海老」の文字が「十脚目長尾亜目の甲殻類の総称。」を意味する語であり、「ちから」の文字が「人や動物にもとむ働いている、自ら動き、または他物を動かす働き。体力。きまぬ。効果。効力。」等の意味を有する「力」の語(いずれも、「デジタル大辞泉」株式会社小学館)の平仮名表記であって、これらの文字を格助詞の「の」で結合してなる「海老のちから」の文字は、例えば、「海老の体力」「海老の効果」等、各語の語義を結合した多様な意味合いを連想、想起させ得るものである。

また、当審において職権をもって調査する、本願の指定商品を取り扱う業界において、「海老のちから」の文字が、商品の品質、効能を直接的かつ具体的に表示するものとして、取引上普通に使用されている事案を発見することができず、さらに、本願商標に接する取引者、需要者が、当該文字を商品の品質等を表示したものとして認識するといふべき事案も発見できなかった。

そうすると、本願商標は、構成全体として意味合いが漠然としており、その指定商品について使用しても、商品の品質等を普通に用いられる方法で表示する標準のみからなる商標とはいえず、自他商品の出所識別標識としての機能を果たし得るものであるといふべきである。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和38(1963)年	商標登録第 615555号～第 619635号
48(1973)年	商標登録第1015505号～第1020587号
58(1983)年	商標登録第1592801号～第1599693号
平成5(1993)年	商標登録第2543502号～第2553489号
平成15(2003)年	商標登録第4678488号～第4687572号
平成25(2013)年	商標登録第5587513号～第5595364号

各年の6月1日～6月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。更新登録申請について疑問点などがございましたら、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければならない特許庁審査官による審査を受けることができます。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和2年2月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは1月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況(推定)

	特 許	商 標
令和4年10月分	22,102	13,203
前 年 比	101%	84%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。